

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
C

×社の主張を答えるという姿勢がみられること、主著を整理しようという姿勢が見られることの両面から好印象です

理由付けは先出しが望ましい

コンパクトに適切な内容が記されています。

ここは内容が変わるので改訂しておいた方がいいでしょう

規範を導く理由付けが欲しい

1ページ
裏面へ

1. ×社が本件法律の違憲性を主張するに当たり、まず、本件法律の職業選択の自由(憲法22条1項)を害することを主張する必要がある。
- (1) 職業・選択の自由は、開始・継続・廃止について自由であることのみならず、経営の態様を決める等などの職業活動の自由を含むと解する。
- 5 独立自営の職業において、職業活動の自由が認められなければ、どのような手段で何を達成するかといった、職業と継続していくための意思決定がままならないからである。職業活動の自由には、その職業において、どのような利益を得るかも含まれており、本問では二部分が問題となる。
- (2) 本件法律の7条1項より、運賃の範囲が定められている。これは、×社が独自に運賃を定めることを妨げるものである。×社が定められた範囲外で運賃変更の届出をすると、8条3項に基づき、範囲内運賃への変更が命じられることが確定視されており、従わなければならない。罰則も行政処分や又罰則もあり得るからである。憲法22条1項に、この自由は公共の福祉に反しない限りで保障されると規定されている。本件法律に
- 15 対する制限が許されるのか。ここは内容が変わるので改訂しておいた方がいいでしょう
2. ×社が違憲性を主張するに当たり、本件法律による運賃範囲の指定が職業活動の自由を制限しており、違憲であると主張することが考えられる。
- (1) 制限の目的について、消極目的規制と積極目的規制がある。前者は、国民の生命・身体など、重要な公共の福祉を侵害しないようにならなければならない規制であり、後者は、国の経済的政策として、競争・激化や経済的・社会的弱者の保護を目的とする規制である。
- 20 (2) 国側の意見として、本件法律は、消極目的規制であると主張することが考えられる。1条より、運送の安全及び利用者・利便という、国民全体の利益保護を目的としているからである。果してこの理解によれば、運賃範囲の制限は、消極目的規制が違憲とされるのは、その規制が
- 25 必要かつ合理的で、相当性がある(合憲)といえるからである。

二本工本間について考えると、運送、安全という重要な公益、福祉を保護することに当たり、運賃を定めておくこと、事業者は運賃以外の物、例えば乗り心地や安全性の向上、サービスの向上で差をつけようとするため、それが利用者の利便にも繋がるという。経営許可や、行政処分を定めているのも、その効果を高めるためである。このように考えると、運賃範囲の指定は運送、安全のために必要かつ合理的であり、相当性も認められるように見える。

第三者的視点からの記載にみえる。ここは全て国側の反論として構成した方が素直ではないか？

(3) この主張に対して、X社としては、積極目的規制が主であると(反論)ないか。むしろ、国の主張のように、本法は運送、安全を目的としており、その点では消極目的規制であるといえる。しかし、7条2項1号や3号を見ると、この運賃の範囲は、事業者が利潤を得られる運賃を付けるためのもので、やがて競争防止をするためのものでもある。これは、競争の激化による防止や、事業者の経営赤字防止のための予防措置のような意味を持ち、積極目的規制として主たる目的とする規制であるといえる。

本問で適切な記載かは要検討

ここで混合目的としているのに

無条件に積極目的規制の場合の判断基準を用いることに問題はないか？

(4) 積極目的規制が憲法であるといえるが、その内容や定め方が、国の裁量権の行使に当たり、著しく不当であるといえるところである。3条、経営許可制において、国民の運送、安全を確保する事業者は排除され、また不当な競争防止のために、事業者の数を制限することも可能である。運賃と利潤が出る範囲内に指定することは、当然事業者の利益保護に繋がるが、事業者は彼らの経営があることからありと無茶な運賃設定にすることは考えづらい。運賃の制限によって、事業者同士の競争が生じ、それによって運賃が下とえられれば、それはまさに本法の目的の一つである利用者の利便にも繋がる。本問において、X社の運賃値下げを望んでいるのは、X社の顧客である。不当な競争防止の目的で定めた運賃指定が、利用者がより一層の利用を遠慮するといった不便に繋がっているのであれば、この法律は目的を達成できていないといえる。

なぜこの判断基準となるのか理由付けがない

判断基準とかがみ合っていない

→ここで何を論じたかったのかが読み取れない。

(5) 以上のとおり、本法には、消極的目的と積極的目的の両方が

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

5	あるところ、積極的目的主義としてものだと解される。その目的主義が するに当たって、運賃指定は逆に利用者が多量に利用しおこる一因 を形成しており、指定に従わなければ行政処分や処罰があり得る点で 権利を大きく害するものである。運賃・範囲指定がなるとも、事業者の 経営許可や事業者同士の自由競争により、消極的目的による運賃の 安全や利用者の利便は確保することになる。また、消極的目的が 主たる目的であるとする立場に立ったとしても、運賃・指定がある中で 利用者を得て経営しているとして、なるべく目的地に早く着くことと 利用者の評判を上げたり、利用者の回転を早くすることが考えられ 10 るので、そのようである場合には、運賃指定があることにより、 おおむね運賃の安全という重要な公共の福祉が害されることになる。 よって、X社は、本件法律が職業の活動の自由を制限するもの であり、その制限は公共の福祉によって正当化されなければ違法 である旨を主張する。
15	・ 問題に答えようという姿勢が見られる点は好印象です。今後も継続しましょう。 ・ 規範（判断基準）を示す際、理由付けがない点が気になります。
20	本問のように、判断基準レベルでの争いが想定される問題の場合、なぜその判断基準を採るのかどれだけ説得的に論じることができるかで大きく点数がかわるものと予想されます。
25	T.Naito